



平成 3 1 年 第 2 回 総 会

会 議 録

期 日 平 成 3 1 年 2 月 2 8 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

## 第2回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1日間              平成31年2月28日（木）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	8	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	9	農地法第5条許可申請について
4	10	農用地利用集積計画の調整について
5	11	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
6	12	平成31年度農作業標準賃金について
7	13	枕崎市農地賃借料情報について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
2月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について              日程第1号
		5. 議案上程                      日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	俵積田 広昭	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	7番	楠 義文	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

4番 眞茅文男 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下山 健一  
主幹兼農地係長 永江 靖博  
農地係参事補 前原 光博

午前9時30分 開会

議長 平成31年第2回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。2番原田克子委員、3番俵積田広昭委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第8号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

整理番号7号から10号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんほか3名です。

整理番号11号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号12号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号13号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号14号は所有者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては、田が2筆1,151㎡、畑が20筆23,163㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定に基づいて通知がありましたので、ご審議くださるようお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号7号から14号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が1件、使用貸借権の設定が1件です。

整理番号3号。

整理番号3号の申請地は塩屋南町〇〇番〇，畑，500㎡です。

借人は〇〇〇〇さん，会社員外1名です。

貸人は〇〇〇〇さん，無職です。

使用貸借権の設定です。

借人は夫婦です。

貸人は借人の母です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「母の土地を借り受けて，申請地に住宅を建てるため。」とのことです。

申請地は5ページに掲載してあります。

有限会社神戸ホンダ販売の北側〇〇します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は集団性が10ha以上の第1種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の概ね50m以内に既存住宅が3戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われれます。

転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画面積は500㎡で問題のないものと思われれます。

一般住宅への転用にあたり，一筆の土地を2筆に分筆し，0.3m程度盛土をおこないます。境界は周囲にブロック積みを施します。

また，建物は隣接農地からは2m控えて平屋建てとします。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

整理番号4号。

整理番号4号の申請地は立神北町〇〇番，畑，1,383㎡です。

譲受人は〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん，鯉節製造業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職外1名です。

転用目的は器材(解凍タンク・薪コンテナ・天日干プラケット)置場及び通路です。

申請事由は、「隣地の鯉節工場敷地の既存置場が手狭になったため，申請地を器材置場，搬入通路として利用したい。」とのことです。

申請地は7ページに掲載してあります。

立神中学校から北東側約〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は器材置場及び搬入通路の設置で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は器材・鯉解凍タンク250個・薪コンテナ50個・天日干プラスチック200個の置場及び運搬車の進入通路の設置です。

計画面積は1,383㎡で問題のないものと思われます。

器材置場及び通路への転用にあたり、現況のまま、整地をおこなうとのことです。

車の出入りは西側の雑種地からおこなうとのことです。

農地境界にはブロック積を施します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号3号及び4号について、原田委員をお願いします

2番（原田委員）2月15日に、真茅委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

まず整理番号3号について報告します。

立会人は、申請者代理の〇〇〇〇でした。

申請地は説明にありましたとおり、塩屋南町に位置する集団的な農地です。

転用目的は一般住宅です。

申請地北側は農地、東側は市道、南側は宅地、西側は分筆された農地です。

1筆の土地を2筆に分筆し、30cmほど盛土をします。

境界は周囲にブロック積みを施し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するように措置するとのことです。

なお、分筆し農地として残る部分は畑として使用していくとのことです。

計画内容は、平屋の住宅、車庫、来客用の駐車場、菜園としての利用です。

また、隣接農地からは控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないよう措置します。

雨水については東側市道側溝へ放流します。

生活排水は合併浄化槽で処理後、東側市道側溝へ排出します。

その他被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続いて、整理番号4号について報告いたします。

立会人は会社関係者の〇〇さんです。

4号の申請地は、説明にありましたとおり立神北町に位置する農地です。

転用目的は解凍タンクなどの器材置場及び通路です。

申請地北側及び東側は農地、西側は鯉節工場と器材置場、南側は市道です。

また、工作物の設置も無いため、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

車の出入りは西側の器材置場から行うとのことです。

現況のまま整地しますが、農地境界にはブロック積みを施し周辺土地に土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については市道側溝へ放出します。

申請地の西側は譲受人の工場、北側及び東側は遊休地化した農地、南側は市道です。

周囲にはブロック積み及びフェンス、敷地内には側溝及び集水枡を設け、周辺土地への土砂雨水の流出を防止するとのことです。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第5条許可申請の整理番号3号及び4号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号議案第10号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号14-1号から30-2号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外16名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外41名で、設定面積は、田が6筆3,787㎡、畑が68筆76,796㎡、樹園地が7筆5,433㎡です。

尚、表下段の集計の部分に、これまで認定農業者の分を記載していましたが、今月から認定農業者に加え認定新規就農者、基本構想水準到達者を含む担い手農家分を記載してあります。

次に所有権移転です。

整理番号3号、譲渡人は駒水町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は南九州市の〇〇〇〇(株)です。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。移転面積は817㎡です。

整理番号4号、譲渡人は白沢西町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は白沢北町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。移転面積は3筆で、2,236㎡です。

整理番号5号から7号は〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇さん・〇〇さん親子による農地集約のための交換で〇〇〇〇さんへ2筆、1,425㎡を、〇〇〇〇さんへ1筆、1,483㎡をそれぞれ贈与により所有権移転するものです。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号14の1号から30の2号まで、及び所有権移転の整理番号3号から7号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第10号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に日程第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5号、議案第11号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

利用状況調査及び荒廃農地調査により、遊休農地を確認し、現況が森林の様相を呈しているなど農地として再生利用が困難と見込まれる荒廃農地B分類については、農業委員会において非農地判断を行うこととされております。

議案でお示ししている農地については、平成30年度に実施された利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地B分類と仕分けされた農地について、農業委員会事務局職員による確認及び農政課との協議を踏まえ、非農地に相当するものとして整理した農地について掲載してあります。

表の整理番号1号から16ページの整理番号284号までの合計面積は228,255㎡であり、現況が森林または原野の様相となっているもの、または周囲の状況から見て農業上の利用の増進を図ることが見込まれない荒廃農地となっています。

以上のことから、整理番号1号から整理番号284号までの農地を非農地と判断しようとするものです。

なお、今回の非農地判断後のB分類の荒廃農地は、市内全体で約11.9ヘクタールとなっています。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての整理番号1号から284号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6号平成31年度農作業標準賃金についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号、議案第12号、平成31年度農作業標準賃金につきまして説明いたします。

農作業標準賃金の設定につきましては、毎年見直しを行い農業委員会の承認を経て、次年度の農作業賃金の目安として公表をしているところです。

鹿児島県の最低賃金が、平成30年10月1日付で改定され、1時間あたり761円となりました。

本市は、現在一般農作業賃金の日額は5,900円で、時間単価にしますと738円となり、県の最低賃金の時間単価を下回り、要件を満たしていません。

鹿児島県の最低賃金761円を日額に換算すると6,088円となり、10の位を切り上げて、日額6,100円に改定したいと考えています。

その他の作業賃金については、平成30年度と同額となっています。

これらの標準賃金の設定につきましては、市の農林技術協会に提案し、作成いたしました。

以上のように改定したいと考えております。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号平成31年度農作業標準賃金については、事務局の説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市農地賃借料情報についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号議案第13号枕崎市賃借料情報についてご説明申し上げます。

賃借料提供の区分は各地域農業委員会が地域の実情に応じて区分し、農用地利用集積計画により収集した実際の賃借料を集計し、平均額、最高額、最低額など、実勢の賃借料を提供することになっています。

本市においては、田、畑、樹園地の利用状況ごとに基盤整備地域と未整備地域

での提供を行っています。

但し、田につきましては賃借件数が少ないため、基盤整備地域と未整備地域の区分をせずに、市全体での提供を行っています。

なお、茶の樹園地につきましては、植栽前の農地については適用しないこととします。但し、この標準額はあくまでも「目安」であり、生産性及び利用上の問題のある農地については、相互の話し合いで決めていただくこととなります。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号枕崎市農地賃借料情報については、事務局の説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前9時55分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 原田 克子

会議録署名委員 俵積田 広昭